

第 5 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録		
召集年月日	平成15年11月27日(木曜日) 午前10時00分~	
召集の場所	一迫町役場 2階 大会議室	
出席者	氏 名	
	職 名	
1番	石川 正 運	議会議員 (築館町)
2番	高橋 義 雄	" (若柳町)
3番	千葉 伍 郎	" (栗駒町)
4番	佐藤 幸 生	" (高清水町)
5番	佐藤 重 美	" (一迫町)
6番	佐々木 幸 男	" (瀬峰町)
7番	菅 原 登	" (鶯沢町)
8番	高橋 光 治	" (金成町)
9番	遠 藤 實	" (志波姫町)
10番	茂 泉 文 男	" (花山村)
11番	長谷川 厚 子	学識経験委員 (築館町)
12番	三 浦 徹 也	" (若柳町)
14番	海老田 慶 子	" (高清水町)
15番	白 鳥 文 雄	" (一迫町)
16番	津 藤 國 男	" (瀬峰町)
17番	須 藤 茂	" (鶯沢町)
18番	後 藤 和 廣	" (金成町)
19番	白 鳥 一 彦	" (志波姫町)
20番	中 條 彦 登	" (花山村)
欠 席 者	13番	佐藤 多恵子 " (栗駒町)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第5回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 開 会 午前10時00分

小野寺調整第2班長 おはようございます。

出席の報告をさせていただきます。栗駒町の佐藤委員さんが欠席ということで、事務局の方に届け出がございませぬ。ほか、全員出席でございませぬ。

定刻に若干時間がありますけれども、ただ今から第5回の議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催します。

2 挨拶

小野寺調整第2班長 開会に先立ちまして、高橋委員長の方から一言ご挨拶をお願いします。

高橋義雄委員長 どうもおはようございます。

一昨日の方に引き続きまして、第5回の議会議員の定数及び任期等の検討小委員会を開催させていただきました。誠にご苦労さまでございませぬ。

一昨日のことですから、まだあえて繰り返して申し上げませぬけれども、今日は一昨日話し合いました今日の会議の進め方について、どうぞご忌憚のないご意見をいただいて、当初予定よりも若干報告がずれ込んでですね、12月の25日の合併協議会に報告を、それまでのリミットでということにございませぬので、どうぞそのことも踏まえてご協議いただきたいと思ひます。特に在任特例ということに、まず採用せずということに、対応しないということに申し合わせをしたという結果がありましたし、今日の協議につきましては、一昨日の締めのところでお話し申し上げました内容でもって、協議の方を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。以上で挨拶を終わります。ご苦労さまです。

小野寺調整第2班長 どうもありがとうございました。

3 案 件

小野寺調整第2班長 それでは、ただ今から早速案件の方に入らせていただきたいと思ひます。

先例等に基つきまして、委員長さんに議長役をお願い申し上げまして、進行させていただきます。よろしくお願ひします。

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長 それではですね、早速協議案件に入らせていただきます。

今日の協議案件につきましては、ご挨拶でも申し上げましたが、まず本則、定数特例に絞られてまいりましたけれども、前回の会議では本則をご主張なさっておった委員の方々も、これによって合併の協議が、合併が阻害されることがあつてはならないという思いからだと思ひますが、在任特例もやむを得

ないのではないかとといったようなご意見が多数を占めました。そんな中で、区割り、小選挙区制を採用というご意見もありました。

今日はまず最初に、両方兼ね合いますから、一つずつという訳にはいきませんので、議論は両方で結構だと思いますけれども、取りあえずは区割りについて、選挙区の設定をするかしないか、それら等についてと、ただ今申し上げましたように、特例、本則、これはいろいろと話の過程で絡みがありますから、それはご自由にお話しただいて結構ですが、それよりもまず大きく絞らなければならないのは、大選挙区にするか、小選挙区にするか。もっと言えば、各町村ごとの選挙区にするか、そのことをまず議論していかなければならないんだと思います。そういうことで、そこから議論を始めたいと思います。ご意見を伺ってまいりたいとこのように思います。はい、千葉伍郎委員。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

今まで4回の会議をしまいいりまして、皆さんもご覧のとおり、会を重ねるごとに平行線を辿っているのが実態です。当初の、何となくこうした会議の流れが、合併時であるので、各町村からも配慮して欲しいと。特に小規模町村の方々からそういう主張をされてきましたから、前回あたりの会議を見ますと、必ずしも小規模町村に配慮しなくたっていいと。言ってみれば、それは何かというと、選挙区選挙をとらなくたっていいんだと。定数特例を活用して、一括選挙でいいのだというような主張をされてきている小規模町村もありますのでね、言ってみれば、この合併の議員定数の問題というのは、合併時におけるさまざまな移行過程を踏まえて、それぞれの自治体から上がってきている政策などがどう実行されていくのかということと、住民が小規模町村だけに不安を持っていると。こういうはしりから、一連の議論があったはずで、私は私なりに議会の重みなどを思っておりましたから、基本的には小規模町村にも配慮しなくちゃならないのかなという形で、いろんな数字を出してきましたが、昨日、前回までの会議の流れを見ますと、必ずしもそういう主流というのがなくなってきているなと思いましたが、大規模、小規模の基準は何やと言われればですが、この際そうした困いをですね、しなくたっていいというのか、しなくてはならないんだという意見なのか、そこをまずある程度集約しないとはですね、私はどうもやっぱり、前にも委員長さんにもお願いしたんですけども、自己主張があるなら、やっぱりデータを出してくれという話をしましたが、結果としてはおさめる形で資料を出していただけませんでした。ところが、会議が進むと、先に言っていることと後で言っていることとさっぱり辻褃が合わないということなどもありますので、今回の、何回も同じことを言ったってしょうがないですから、やっぱり小規模町村に配慮するべきかしないべきかと。そうすると、自然的に町村単位の選挙区にしなくちゃいけないのか、大選挙区にしなくてはならないのかという議論にもなっていくと思うんです。議員の数というのは、結果的にそれで決まるはずですから、住民代表の方々もですね、そのいわゆるプロセスが、それぞれの地域に帰った際に、説得できる中身でなくてはならないということからすれば、やっぱり私はまず小規模町村に対する配慮をする必要があるか、あるいは困いを掛けて、必要があるかどうかということは、イコール、選挙区選挙に結び付く話ですから、その辺の交通整理をした上ですとね、町村単位の選挙区にするのか、一括選挙にするのかというその案も、すぐ結論が出てくると思うんです。その辺の交通整理を委員長さん、していただければと思うんですがね。

高橋義雄委員長 かなり難しい交通整理をしなくてはならない訳ですがですね、私が申し上げたいのは、今千葉委員がおっしゃった、その小規模町村の配慮と、この配慮なんです、果して選挙区を設け

ることが配慮なのか、はたまたそうではないのかという考えも私は持っているんです。例えば、小さなと言えば失礼だけれども、例を出して申し上げれば、花山さんに何でもかんでも小選挙区制にして、各町村ごとの選挙にして、一つを割り振るんだと。例えばですよ。それが配慮だということかどうかということです。オープンにして、例えば定数特例を採用したと仮定してですよ、皆さんが定数特例でいいというような話をおっしゃる方も多いものですから、例えばの話でいきますが、定数特例を採用して、オープンの大選挙区制を採用した場合に、もしかして、いつも千葉伍郎委員が言っているようにですね、花山さんの立候補する候補者の選挙運動、それから知名度、人間性、それらを全部加味されて、栗原郡民が判断した場合に、必ずしも1名ということではあり得ないだろうと。むしろ、1人に絞ることが配慮なのか。もしかして、オープンにした方が配慮なのか、そのことは私は解りません。ですから、そのことを皆さんでよく考えていただいて、判断していただきたい。ただ1票を、1人をその選挙区に充てる。それが本当に配慮なのかどうかというのを、まず私は考えなくてはならないのではないかなと。自分の考えとしては、安心はできるでしょう。ね。必ず一つは採るんだということで安心はできるでしょうけれども、もしかしたら二つ採るかもしれない、やりようによってはね。そういうことは必ず出てくるはずですから。例えば築館が一番大きい訳ですが、例えば60名とした場合に、必ずそうしたらオープンにした場合に、築館6名とれるのかと。はたまた4名ぐらいに減ってしまう可能性もあると。ですから、そのことは非常に難しい判断ではないか。配慮ということですよ。小さな町に配慮するという配慮というのが、果してそれが配慮と言えるのかどうかというのは、私は非常に私自身としては疑問に思っています。ということで、交通整理と言われますと、非常に難しい交通整理をしなければならないんですが、「したらいいっちゃ」の声あり)ですから皆さん方にこの言葉、必要なのか、必要でないのかということ判断していただいて、大局的な見地に立ってご判断をいただきたいということです。まず、とにかくご意見をいただきます。どうぞ。はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

今千葉委員の発言する際には、少なくとも住民に納得できるような説明をするために資料を出して、意見を出して欲しいということは解りますけれども、この小委員会はみんなで、私を含めて、中々難しいんだと私は思うんですよ。したがって、意見を張る際にはバックデータを出して、説明して下さいという、理想としては解るんだけど、私は現実問題としては、我々はそこまでできないだろうと。その辺は意見を出して、皆さんの、私はこういう意見ですよという意見を出した委員会にして欲しいと。私はそれだけです。

高橋義雄委員長 他に。はい、佐藤委員。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤です。

前回の小委員会の時にも申し上げたんですが、この合併を議論するに当たって、まず高清水としての不安を抱かれたのは何かといいますと、この合併の基本構想の中にもある、周辺部が寂れることについての不安、それを解消するために、この新市の建設計画の中に、いかに反映させていくかというような住民の意見と議会の議員にもあった訳です。そうしたことから考えますと、特に今度の栗原合併に当たっては、新市の建設計画作成に当たって、各町村がそれぞれ独自の行政運営と、特色のあるまちづくりに、これまでの昭和30年合併以降、約50年以上の長きにわたって、町政あるいは村政、発展のためにそれぞれ取り組まれてきて、それぞれ特色がある訳なんです。それで、その特色を失うことなく、栗

原郡全体をいかにいい市に築き上げていくかということを考えて時に、急に、これは各町の特徴を全部失われたのでは、これは合併の意味がない。そういうことからして、新市の建設計画の中で、具体的には新市設置後調整をしたり、あるいは実現化したり、あるいは新しい方向性というのが、これから約5年あるいは10年かかると思うんです。

それで、この4年の特例期間は、最低でも各町村の住民の意見を反映させることに、まず全力を尽くす期間のための特例期間ではないのかなというふうに私は考えている。したがって、各町村から、委員長さんが先ほど言われたように、それは栗原郡全部を一つの1区とした場合に、小さいからといって、1人しか当選しないということではないとは思いますが、しかし現実問題として、私この前話をした、分村して、清滝として残った、清滝からは市議会議員の現実として、古川市の場合はなかなか当選者を得ることができないのが現実になっているんです。そんなことから考えますと、やはり周辺部、小規模町村に、まず定数を配分していただいて、やっぱり安定した議員の数というものを地域の皆さん方に知らしめるべきではないかなと。あと、それから以降は、これまた新しい調整の中での議論になっていきますが、この特例期間だけは、やはりそうした小規模町村に反映した定数の配分ということを、ぜひご検討いただきたいと思います。

高橋義雄委員長 はい、解りました。他に。

今、高清水の佐藤さんは、定数特例を採用した小選挙区制を主張されました。他には。はい、花山村の茂泉さん。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

前回、小規模町村で花山が一番小さいのですが、その他の比較的小さい町の方々も、全圏1区というんですか、栗原郡1区にしてやった方がいいのではないかという意見があったということは、私は記憶がないんです。ありましたかね。花山みたいにとというか.....、「我々言いました」「鶯沢さん」「言いました」の声あり) ああ、そうですか。鶯沢さんは、栗原郡1本でやれという意見ですか。(「そういう考えです」の声あり) 鶯沢さんというか、個人で...

遠藤 實委員 鶯沢とかっしゃ、町とかその全体がまとまった意見だけでとられ、誤解されてくるから...。遠藤はそういう考え方だっつうとられればあれだけれども。

高橋義雄委員長 あの、まあね、話の中でどこどこ、栗駒さんとかね、一迫さんという言い方もあってはいいとは思いますが、そういう意見でないことは、例えばね、鶯沢の意見ではない、そのような捉え方ではないということ、遠藤さん、言ったと思いますから。はい。それはまあ、ぽっと出たことについては、どうぞお許しを。

はい、石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

私ども、本当に先ほど委員長が交通整理をなささいというふうな中で説明があったんですけれども、私は本当に先ほど委員長が言った、あのこと、今日一番先に発言したかったなと思っていた部分だったんです。やはり平等の中でやる対等合併の中で区割りをするのは、弱小町村がと言われますけれども、私は委員長が言ったの、本当に同感なんです。オープンにした方が、むしろ我々例えば築館が5、6になったってね、果してオープンになってそれだけいけるという何もないんです。オープンでやった方が、やはり私は本当に対等、平等だし、私の地域住民、特に築館なんかですね、やはり本音でいうと、本則

論で全圏1区の選挙を下さいよと。それが本当にね、これから栗原市となって、一体感を作る一番初めの段階のことなので、そういう部分を考えながら、弱小町村とか大きいからどうのというのは論外ではないのかと。こういう意見が大半ですし、私もそう思うんです。オープンにした方が、本当に区割りにするよりも、もっと配慮というものは本当にどっちが配慮なのかね。逆に言えば、少ない配分になるかもしれないしね。そういう意味からすれば、オープンで全圏1区というか、全圏のオープンの選挙をすべきだなと、こう思います。(「ちょっと、委員長」の声あり)

高橋義雄委員長 はい。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

誤解をされては困るんですが、今までの審議過程の中で、意見としてね、小規模町村の方々から出されてきたのは、合併移行時に対する地域の諸政策が継続して実施されるかどうかという問題の不安がありますと。それを見届けたいと。言葉が正しいかどうかはあれですが、そういう話などもあってですね、ある程度の小規模町村でそういう話があるのかなということから、私どもの議会は議会なりのスタンスを持っています。何回も言うようですが、しかし、そうは言っても、そのことが配慮なのかどうかというのは、また別な段階でありますね、ただそういう議論があったから、そういう議論の共鳴を得るためには、ある程度のことをしなくてはならないのかなという気持ちだけなんです。理論から言えばね、何もそれこそ金成の高橋委員のように30を三つずつやるのも平等だし、あるいは一つ選挙区制やるのも平等だしね、特にこの協議会は、組織の大小にかかわらず、町長以下5人の委員が出て対等に議論していますから、これが対等なのか。あるいは、選挙区という状況から言えば、有権者なり住民人口が基礎になって、いろんな選挙のやつが出てきますから、中身はそういう一般的なやつを全部ひっくるめて議論してもいいのかということ、私はそうではなくて、今までの審議過程からいけば、そういうことにも配慮しなくちゃならないのかなという気持ちが先行して、冒頭、ここを整理しなくてはならないのではないですかと。皆さんが、そういうことは配慮する必要がないんだと。数で配慮するか、何人というのね、30というやつから35にするか、40にするかという形で議論すればいいんだと言うのであれば、これはまた別ですがね。そうすれば、またこの定数の30から超えた分はどういう理論を展開しなくちゃいけないかということだってある訳です。それこそ30から40にする、30より40の方が当たりがいいからなんていう、そんな形で議論する訳にはいきませんからね。そうすると、これだってやっぱり原則に書いてあるのが原則なんですよ。そうすると、この30だって何も根拠がないです。類似市町村の例では、30というのは必ずしもいいのかと。古川だって今24名ですか、そういう状況から、8万超えててですからね。だから、この30だって、必ずしもいいのかということになってくると、数の問題はまず別ですよ。どういうスタンスで議員定数の問題、任期の問題を決めていくかという方向性を議論しない限りは、前に進んでいけないのではないかとということで、私はうんと心配しているんです。

高橋義雄委員長 ですから、区割りをどうするかということで、今日の皆さん方のご意見をいただいている訳です。それをしないとなかなか進まない訳で。はい、どうぞ海老田さん。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

私たち、合併の際に講演会を聞いた時にですね、どうしても小さい町村は議員を送り出せないかもしれない。そうしたらば、誰が町民の意見を聞いてくれるのかと。そういった際にですね、地域審議会というものを設置して、町民の意見を聞いて下さる。だから、議員がいなくても大丈夫だということで、

私たちは話を受けていました。鶯沢の菅原議員さんの話では、そういう審議会みたいなものは、お飾りに過ぎないんだというようなお話が、前あったと思うんですけども、それに対して議員の方々からは何の反論もありませんでしたということは、みんながそういうふうに思っている訳ですよ。そう思って間違いないですか。

高橋義雄委員長　あえて私今のお話を聞いて、答えるという形ではなくて、私の地域審議会に対する物の考え方というのをお話しさせていただきますが、お答えにはならないと思いますけれどもね、私はこう考えているんです。合併すれば、当然そのように、今まであったね、栗原郡の場合は152人いる議員が大幅に減少する訳ですよ。例えば本則になりますと30ですから、今海老田さんがおっしゃったように、当然その小さい大きいにかかわらず、議員の方が大きく減ってくる訳です。ですから、やっぱりその何回も言われているこの周辺部、中心部はいいが、周辺部のことが重視されないのではないかと不安に対してどうするのかと。それに答えるために、地域審議会というものを設置するんだと。その地域審議会を設置して、その審議会の意見を真新しい市、栗原は市になります。合併したらね。新しい市にその意見を持ち込んで、それを反映させるんだと。そういうふうに私は地域審議会のあり方というのは聞いております。

どなたか前回おっしゃったように、審議会というのは形骸化していて、各町村にある審議会というのは、確かにね、審議会を作りましたといったようなね、行政当局側の何と言うか、物事を進める上でやりやすい審議会、何々審議会にかけて了承いただきました、答申をいただきましたといったような、そういったような一つの、何と言ったらいいかね、まあ、形としてそのような経過を踏まえましたよと。それで、これを提案しますよと。このようなものに使われてきた経緯がありまして、実質的にこのことについて審議会でのどのような結論を出すかといったような審議が余りなされてこなかったのは事実です。これは私も長い間さまざまな審議会に入ってきましたけれども、審議会を立ち上げて物事を決めたというのはないんです。行政当局側が提案して、これについてどうですか答申して下さいと言われて、答申していたのが、今までの各町というか、若柳町では、このような審議会の持ち方で、ある程度形骸化しているということだけは確かです。

ですが、この合併後の地域審議会、各旧町村ごとの審議会については、もっと重みがあるものだとは私も今でも思っています。どなたかね、大臣が代わったからどうのこうのという話をしましたけれども、これはそうではない。その審議会の位置付けを、この新しい行政がきちんとすればですね、この新市において、審議会の位置付けというのをはっきりしておけば、決して形骸化されたものではないだろうと。ある講演を聞きましたところ、合併全国リレーシンポジウムに行かれた方がいると思いますけれども、気仙沼で今は総務省ですかね、総務省のなんてかたるか忘れましたが、その審議会の格付けですね。位置付けというのを、現在の町の助役クラスの権限を与えてはどうかといったようなね、講演でのお話がありました。ですから、私は審議会というものは、私はずっと事務当局のまねばりして、余り勉強していませんから解りませんが、今まで聞いてきた話では、そんな軽いものではないだろうと。そう思っていますので、余り審議会を、審議会のことありますよね、ここね。協定項目にあると思いますが、それらの位置付けをしっかりすれば、そんなそんな軽いものではないだろうと、私自身は思っています。(「委員長、それでね」の声あり)はいはい。

千葉伍郎委員　あのね、昨日実は県の方を講師に招いてですね、我が町と鶯沢が交流を深めた研修会

があったんです。その際に、今出た地域審議会のことが出ました。率直に申し上げましてね、出された回答は、各町村で今各審議会がありましょと。それと類似したようなものですよという話が出されました。それで、全国的にもまだその機能が、合併したところで機能が発揮されているというのはありませんと。特に加美町なんかの場合は、設置はしましたが、休眠状態に今なっていますという話なども出ましたので、それが今の議員定数の問題に絡めてですね、議論をする。もし、今委員長が言ったような形でいって、そうなんだと始まったら、これは限りなく問題を残すと思いますのでね。まだ、審議会はあくまでも為政者の諮問を受けてやるんだという話などを考えますと、今までの審議会と余り変わらないなと。言ってみれば、合併の時のガス抜きだなというふうに、私は昨日の研修会を聞いて、あるいは質問する方のやりとりを聞いておって、そのように感じたものですから、これは委員長は委員長の立場で、今回の聞いてきたやつのお話をされたと思うんですけども、私も昨日聞いたやつのお話ですから、一応言っておかなくちゃいけないなと思って、混乱しますから後でね。何かその話がひとり歩きされると困りますから、一応そういう話もありました。

高橋義雄委員長　ただ、私が聞いたのは、総務省の確か何かもっと偉い人の話ですよ。名前はちょっと忘れましたが、気仙沼でやったシンポジウムでそのような話、去年の1月の20日前後だったと思いますが、研修の中でそのような発言がはっきりとされておりますしね。今そのことを思い出しながら、お話を申し上げた。はい、海老田さん。

海老田慶子委員　議員の方々が何かそういう感じ、今千葉議員さんも言ったとおり、結局はやっぱりお飾りみたいなものだというような話聞くんですけどね、やはりそういう議員さん方の考え方をお聞きしましたので、私は30人の本則から定数特例にした方がいいかなと思った訳です。ですから、各町村からやはり声を聞き届けてくれる議員を、最初の4年間だけはどうしても出していただきたいと思います。それで、四国の方で出ていないところは、乱立して出なかったというところもある。だから、花山さんだけではなくて、ほかの町村でもそういうことはあり得ることなんですね。ですから、今回だけは小選挙区で、定数特例を使うのであればね。小選挙区制でお願いしたいと思います。

高橋義雄委員長　定数特例を使うのであればということですか。

海老田慶子委員　そうですね。結局は、各町村からということで、出さなくてはいけないから、結局は1票の重みとか、そういうものが含まれてくるので、仕方がないので定数特例ということなんです。最初から本則であれば結構です。

高橋義雄委員長　佐々木さん。

佐々木幸男委員　瀬峰の佐々木です。

先ほど高清水の佐藤委員さんの方から話があったんですが、やっぱりその町村の大小にかかわらずですね、その自治体としてその場所を用いながら実例をやってきたのでね、そういった中で今回10ヶ町村合併するというふうなことになると思いますと、今の定数特例の方で皆さん方お話しなされているようですが、定数特例をしなければならぬというのは、今海老田さんとか佐藤さんから話、あるいは千葉さんからも話あったとおり、住民の皆さん方、合併して大きな変化があっては困るといった中で、合併に対しては、議員の任期あるいは定数のあり方については、三つの選択肢があるというふうになっていると思うんですね。そういった中で、先ほど委員長あるいは築館の石川さんの方から、選挙区、区割りした方がいいのだから、あるいは一本化した方がいいのだからというふうなことで、一本化した方が小さい町村

への配慮になるかもしれないというふうなお話が出たんですが、確かに考えるとおり、委員長も言われるとおり、1人の定数に2人も3人も出られる可能性はあるよということもあるんです、確かに。ただ、1人も出ない可能性も出てくる。その時は、合併後の定数特例をとった意味合いがなくなる。私はそう思っております。そういった意味合いからすれば、定数特例をとった場合ですね、この4年に限っては、やっぱり区割りやらなければ、栗原郡民の方々、等しく合併の恩恵を受けることができないのではないかなと、私はそう思っております。

高橋義雄委員長 はい、佐藤さん。

佐藤幸生委員 直接今回の定数問題に、間接的な意味で発言させていただきたいのですが、例えば県議会の議員を決める場合に、各登米選挙区、栗原選挙区、本吉選挙区と選挙区あって、例えば本吉選挙区の場合は、海岸地方の漁業関係者の声なり、そういうものをやっぱり反映すると。あとやっぱり農村部の栗原は栗原、伊具は伊具ね、そういった形で配分する。本来であれば、県議会議員、宮城県全部、エントリーしてね、県議会議員を選ぶ。国会議員もね、全部全国津々歩きなさい、そしてやるのであれば、私たちも合併するに当たって、全区でやってもいいかとは思いますが、やはりなぜこういうように小選挙区を考えなきゃいけないかというふうに考えれば、やはりその地域、その地域の住民の声をどう政治に反映させるかという民主主義の基本に戻る。そして、政治を身近なものに、住民に与える意味もあると思うんです。ですからやはり、この行政に携わる議会議員と、それから住民、ここの隔たりをやっぱり私はなくして、身近なものに考えてもらうためには、やっぱりこの特例1番の1区は、各旧町村にある程度の議席というものを確保をまずするということは、私はぜひ考えるべきではないかなと、私はそう思います。

高橋義雄委員長 先ほどの意見と同じということでございますので。

他に。中條さん。

中條彦登委員 花山村の中條でございます。

前回の会議でもお話ししましたが、私住民代表として23、4と2日間の村の懇談会に参加しました。とにかく、花山の住民の人たちは「10ヶ町村を合併して、花山村、議員1人も出ないの、それできれいにまとまるのすか」と、こう聞かれた人もあります。若い人から。それでですね、今この選挙区域を設けるか、全面的な選挙区域にするかということを見まして、例えばそれが決定なって進んでいきますと、花山は合併には除かれますよと。住民からは。除いていますよと。10ヶ町村の中で花山とね、面積があって人口の減っているどこからです。第1回目だけでも新しい市を作る会議まで出席できないような町村の住民では、これから先は暗い、こういうお話を聞いている。数多くありました。ですから、住民の総合した判断を聞きますと、1回だけの小選挙区区域を設けてもらうか、それとも在任期間をある2年ですね、その辺までもって行って、そして10ヶ町村の学のある人たちが152名だから、まず現在は152名ですけれども、そういう人たちの考えでもって、各町村の洗い出しをしっかりと出して、これからその10ヶ町村のすばらしい市を作っていくんだという基本を作ってもらうの。これがやっぱり今やって、財政のかかわってくる役目だなと思います。ですからね、1回そこで30人で規定したとするも、大変これからの先の10年後なりますのを見ますと、10年か20年ですか、そういう考えを持っている。先のことではなく、今のことを考えてもらってスタートしなきゃ、住民は納得していかないと私はそう考えております。以上です。

高橋義雄委員長 他に。はい、三浦さん。

三浦徹也委員 今いろんな話が出て、昨日の段階まではいろんな妥協すべきような話もたくさん出てまいりましたが、委員長から今朝、今日言わって、それでこうお話があって、本当に地域的に議員の割り当てということが本当に配慮なのかということになりますと、やはり疑問を持たざるを得ない面もある訳であります。私、当初この話を申し上げなきゃと思っているんですが、新しい出発に当たって新しい議員さんが出てくる。新しい議員さんは皆立派な方で、そして栗原郡全体に目を向けて、この議会活動をなさるのではないかといったような趣旨のお話をしたつもりであった訳です。で、ここでちょっとだけ聞いておきたいのですが、やっぱりいろいろなデータを出されてきておりますが、今佐々木委員さんからもお話しありましたように、果して割り当てたところで立候補者が出ればいいんですけども、出ない場合もある。そういうような話も聞きますと、またこの心配な点が増えてきます。意味が違うのであれば、もう1回一からちょっと聞きますけれども、そこで1票の格差問題についてですが、ちょっとお聞きしておきたいんですが、1票の格差というのは、鳥取と東京とか横浜なんかを比べた場合のことがよく問題になるんですが、得票数の比較によって1票の格差が問題になるのか。あるいは、最初から有権者数をもとにした計算でもって1票の格差が問われるのか、その辺をきちっと事務局かな、教えていただきたいのですが。

高橋義雄委員長 有権者数です。

三浦徹也委員 有権者数が根拠ね。得票数ではないんですね。

高橋義雄委員長 得票数ではありません。

三浦徹也委員 そうすると、私も解りましたが、いろいろこの妥協案についても、なかなかいろんな意見が錯綜して、また今日もまとまらないというか、心配もある訳ですが、私はやはり当初主張しましたように、やはりこの本則の方の定数最大30名で、そここのところを適用しまして、30名以下ですから何名でもいい訳なんですけど、最大値30名を適用して、オープン選挙にすることが、栗原全体に配慮した最もいい方法ではないかなと、私はこう考える訳です。

高橋義雄委員長 はい、一迫の佐藤さん。

佐藤重美委員 一迫の佐藤でございます。

今までの経過の中で、いろいろなご意見がございました。私、今一番感じておりますのは、やはり今回の合併につきまして、各町村あるいは各地区の住民の皆さんのいろんな不安がある訳ですね。例えばさっきも出ました、周辺部がこれからますます寂れていくのではないかと。いろいろなそうしたご意見がある中でですね、やはり住民のそうした不安を取り除くという、そういう手法も大事なのではないかなと、実はそんなふう考えているんです。そうした諸々のものを考えていった場合に、やはり本則30人という、そうした考え方もあろうと思いますし、またその定数特例ですね。それらの数、また、ただ今出ております選挙区選挙、いろんな手法があると思いますけれども、まず住民の不安を取り除く、そうした意味においては、選挙区制が一番住民の皆さんに必要な最低限のそうした数で皆さんを納得といいますか、そうしたことに不安を余り助長しないような形でできるのではないかなと、そんなふう思っている訳でございます。したがってですね、段階的にこの次には30人になる訳ですから、そうしたものを考えていってはどうかと、そんなふう思います。

高橋義雄委員長 そうするとあれですか、今の佐藤委員のお話は、定数特例と小選挙区を採用すると。

町村ごとに。町村ごとですね。

佐藤重美委員　　そうですね。

高橋義雄委員長　　他に、ご意見ございませんか。津藤さん。

津藤國男委員　　瀬峰の津藤です。

今いろいろ本則かあるいは定数特例のどちらかという議論に入っているんですが、私は今回の合併ということを考えてみると、2通りあると思うんです。中央の合併と、それから地方の合併。ここの10ヶ町村というのは、特にですね、面積がかなり広い。点在している訳ですね。中央ではですね、これはもう連たんも戸数もびっちりありましてですね、一発選挙で何ら問題はないんだろうと思っています。これは前回も申し上げました。こういう地方とかあるいは郡部というふうに言われているところの選挙なると、大変その個性が出るといいますかね、それが発揮される選挙なんですね。したがってですね、私はどちらかという定数特例、小選挙区という形でお願いしたいんですが、今決める時は、皆さんの言ったとおり同じ案ですが、やっぱりこれだけ広い面積の中に点在している町が一般選挙でやるとなると、人口が多い町村は絶対に有利だと私は思うんです。したがって、定数特例の中で、均等割何名という形を付けて、それに住民割なり、あるいは何らかの形があればいいんですが、傾斜配分させると。そういう形の定数配分は、私はいいのかなと思っているんですが、どうしてもこういう郡部というのは、人口の多いところは、選挙やってみてですね、定数1人ぐらいオーバーして、それを選挙するとですね、上から下までかなりの差はありますけれども、試算してみるとですね、600ぐらい、築館町さんは600ぐらいで大体中間なんですね。ところが、築館、栗駒、若柳、これだけでも30人になっちゃうんです。600ちょっとです。それを一斉に選挙やると、もうこれはそれで決まりです。一迫町では1人ぐらいです。そういうふうに偏った議員が出てしまうと、私はそういうふうに懸念しているんですけれども、そういうふうな形になると思います。だから、末端町村というか、小さい、少ない町村は、寂れてしまうのは間違いないんです。ないと思います。したがって、その辺をよく検討していただければいいのかなと思うんですけれども。私は選挙区制の方がいいのかなと思います。

高橋義雄委員長　　ありませんか、ご意見。はい、一迫の白鳥さん。

白鳥文雄委員　　一迫の白鳥です。

今、選挙区に限っての話になっている訳なんですが、やはり定数を各町村に割り振ってというのが、本当に配慮になるかという話もありましたが、ただオープンでという選挙になれば、これは定数を、特例を使わないで、30でもやっぱりオープンで可能な手法として出てくるはずなので、本則は除きで定数特例を使いながらという意向に、現在流れが傾いたみたいですので、やはり確実に10ヶ町村に住民の声の代弁者を送り込むという選択肢を選ぶとすれば、小選挙区を採用するしかないのではないかなという気がします。特例期間、4年1期のみの特例ですので、この4年間の間に住民やら、あるいは議員さん方やら、また諸々の行政担当者やら何やらを含めて、本当に新市に向けた30人体制の議員構成でという、その辺の意識の平準化といいますか、応用といいますか、心構えなんかも4年間の間にきちんと造成しながら、そこからの任期を、期間の4年間にならざるを得ないのかなという感じがしますので、私も町村ごとの小選挙区制の方がベターなような気がしております。

高橋義雄委員長　　他に。では、ちょっと休憩しますか。

はい、休憩いたします。

午後10時55分 休憩

午後11時15分 再開

高橋義雄委員長 それでは、会議を再開します。

休憩前に引き続きまして、この選挙区についてのご意見を伺います。

まだご発言なさっていない方もおりますので、どうぞどんどんとご発言願いたいと思います。はい、高橋さん。

高橋光治委員 金成の高橋です。

私は書き物で出しているものですから、余りできれば言いたくないんです。ただ、出した根拠はこの間も申し上げましたけれども、基本的には各町、村の、町村の思い、考えはいろいろ違いがあるだろうと。地域とか現住所とかね。しかし、それを歩み寄らなければですね、一つの自治体。特に10町村といいますけれども、大きな市があって、それに六つとか七つというのはよく聞く話ですけれども、同じような背丈のところは10町村というのは、ある講演会では、これがまとまれば全国的に金メダルでしょうというぐらい特筆される合併の形態だと思うんです。そこには譲り合いがないと、やっぱりだめだと思います。

いろいろ話を聞いていると、私も基本的なことを言えば、本則30名でやってもいいだろうと。しかし、では我が金成町から議員として立って行って、築館の方が栗駒の方に、高橋光治が優秀だとどれだけわかってもらえるかなと思ったら、まず皆無だと私は思っています。逆に言えば、いろいろ地域の不安がある中で、どれがベターだという捉え方はしていません、私は。30名の本則もベターだと思いますし、定数特例を使った、今出されているような案も、私の案も含めて、ほかの方々の案もベターだと私は思います。在任特例もベターなんです。ただし、それが地域に受け入れられるのはどこかということになれば、やはり私はある意味では、私の考え方というのは、一つの基本というものを作って、同じような痛みを持つということが必要だろうと。特に、私ははっきり言わせていただければ、まず庁舎は築館に決まってしまうのではないかとというのは、郡民がみんな思っている訳ですよ。そこが、築館の人たちが、今度定数の時も我が方の理屈だということでどンドンされていくと、やっぱり離れていく可能性というのはあると思います。

ただ、さぬき市を見てくると分かる通り、あんなに大きいのに一番端っこに庁舎がある訳です。海辺の方にね。千何番地、あれはやっぱり市があるという、大きな町があるという特権だと思うんです。そういうことを考えると、私は1票の格差とかいろんなことが言われていますけれども、現実に150人がいる。多分この人たちが全部落選して、新しい人が30人出れば、俺はうんといいまちづくりになるということを何回も言っているんですが、現実論はそれはなりませんけれども、花山の町にも10人、我が町にも16人の議員がいるということを考えながらね、やはり4年間の、ソフトランディングと先ほど出ましたけれども、そういうことを考えながら、どこかで見出していくとなれば、私は私のやつがいいとは言いませんけれども、奇しくも3案、4案が39か38に出てきたものですから、1けた台の定数特例を使った選挙区制ということ。この中で、あとは1票の格差だとか、人口比だとかいろんなことを考えて、どちら側に定数がいった方がいいのかということの論議はあると思いますが、そういうところにもう話を進めていかないと、私はやっぱり4年間の中での不安がとれないのではないかなと。逆に大きい町村は、その辺を解っていただいて話を進めていただければ、もう少し進むのではないかなと

私は思っているんです。その辺がどれだけ伝わるか解りませんが、一応私は出しているものですから、これが違いますという言い方はできませんので、考え方の趣旨はそういうことだということでご理解いただきたいと思います。

高橋義雄委員長 はい、他にありませんか。

あのですね、非常に委員長もどうしたらいいか解らないんですね。千葉伍郎委員からは交通整理しなさいとは言われるのだけれども、なかなか不手際でうまくいかない。

前は、議論の後に小選挙区制採用でしたね。に、賛成の方向何人ですかと手を挙げてもらったところ、8人おったような記憶するんですが、今回またやってみますか。

千葉伍郎委員 それはだめです。それは、それこそ全部話をさせてね、そして委員長、副委員長が…。

高橋義雄委員長 いやいや、今ね、言ったように、他になければという話ですが、あればご意見いただけますよ。菅原さん。

菅原 登委員 鷺沢の菅原です。

私は、この間までは選挙区制の話は全然いたしませんでした。がしかし、選挙区制が嫌だとか、そういうことを全然私は考えておりません。といいますのは、果して我が地区に何人の、例えば選挙区制を設けた場合、何人をいただけるかによっては、私は喜んで選挙区制にします。そうです。それも考えられます。例えば、本当の話、1人と言われれば、やっぱりオープンにした方がいいと私は思うからこそ、オープンと言っているのであって、2、3名もしいただけるのであれば、選挙区制も喜んで賛成します。もしですよ。もし2、3人と言ったのだから。2人なのか3人なのか解りません。そういう意味で、1人になった場合にはオープンの方がいいだろうということで主張してきたのですから、余りどこまでも、そういうオープンと言うつもりもありません。数字によっては、すぐ喜んで。

高橋義雄委員長 どちらでも行くということですね。（「はい」の声あり）

はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

この定数については、何回も申し上げますけれども、私はもともと本当は原則的には本則論でございましたが、いろいろな皆様の意見を聞きながら、やはり10ヶ町村が栗原で一緒になりましょうという時に、定数で本則でいって、私はやめだという面も危惧されることもありました。したがって、住民代表の方々にも説明し、私も理解しながら、一応定数特例というものを私案として出した訳ですが、その定数特例が奇しくも数字的にいいますと30人からプラス10人の範囲内だと言われれば、38から40の間が、大体奇しくも同じような数字がいっぱい並んでいる訳ですね。その定数を何人にするかは別として、そうなってくると、やはり今までの意見を出した経緯を見ますと、住民の代表の方々には本則、原則論でやるか、いろいろその辺の範囲として、プラスアルファの定数特例というふうなことで、私は前回新聞に載ったような結論を見出したと。

したがって、それについて今度は逆に小選挙区制でやった場合には、今度は議員の配分で、これまたもめると思います。ただ、この委員会での定数の配分までやるのか、やらないのか。やはり委員会として、定数特例を使った根拠というのは何かというと、やっぱりそういうことをするためには、根拠を出すためには、その根拠になる考え方をささなければいけないと。であれば、やはり各町村も引き続き入ってくるのだろうと。そうしますと、やはりいろいろ、今高橋さんのおっしゃったように、大局に立

った考え方で対応しなければ、これまたどうにもまとまらないと。したがって、私はやっぱりそういうようなことを踏まえて、定数特例、大局的に最も近い10人なら10人の特例のあれをして、栗原郡全体が合併しましたよという一つの考え方、取り組み方で、小選挙区制は解りますけれども、それを配慮した中でオープンにやるのが、もしかしたらいいのではないかなと。私はそういう、それについてはいろいろ異論はあると思いますけれども、私はそういうふうな大ざっぱと申しますか、考え方が大ざっぱと云えば、そういう考え方でとられるでしょうけれども、そういうシステムの方が私はいいいのではないかという考え方をしております。

千葉伍郎委員　あの、意味がちょっと解らないものですから、一本で定数の特例だけでも、小選挙区に配慮したという中身がちょっと解らないのですけれども。

遠藤　實委員　結局、この即30で見ますと、極端な町では、とてももう最初から私の方の町の該当者が選べませんよという考え方が現実にあったものですから、では本則30ではだめだと。では、その辺をどうしますかといったらば、やはり数字上ですよ、仮に本当は49ですか、49あれば、花山の1,386の有権者も1人は必ず、多分といえますか、村全体の有権者がまともれば、これは出る数字なんですね、数字上は。あと選挙は、支持者する、しないか、これは別ですから。したがって、49の定数特例を使えば、花山さんまでは皆入りますよと。しかし、49というのは果してどうなのかなと。選挙となれば、これは当然支持者が皆違いますから、なぜ花山村からとれないという議論もなりませんし、築館町がトップ当選するという議論もないと。ですから、それに近い数字であれば、そういう面も一応、何といえますかね、そういうことを踏まえると、ある程度数が30人よりも10人プラスすれば、そこまで、いや、私はそう考えます。千葉さんはどう取りますかそれは勝手でございますけれども、私はそういうふうな取り方をした結果、定数特例で、この委員会は方向はまとまったのかなという私は理解をしています。(「はい、委員長」の声あり)

高橋義雄委員長　はい、千葉さん

千葉伍郎委員　定数特例で議席数を増やして、選挙区一本だという議論になりますとね、議員の身を守るだけの話に、極論からいけばね、そういう議論に結び付かざるを得なくなる。そうしますと30だって40だって同じなんだよね。私は、ですから、私は定数特例を運用するというのは、そういう時に使える手段であって、突き詰めていけば、そういうのはだめですよということになれば本則選挙しかない。その本則選挙の結果、必ずしも上限30で妥当なのかどうかというのはいろいろあると思うんです。ですから、私が今言ったように、一選挙区で30で定数を増やして、30だとか40だとかあるいは50だとかという手法は、私はおかしいと思うし、それは賛同できません。

高橋義雄委員長　あのね、今の議論を聞きますとね、さまざまな思いがあるのだと思いますね。振り返ってみますと、この検討小委員会の話では、当初伺ったところでは、何回も申し上げましたが、11名の本則選挙を主張する委員さん方がおりました。その中で、主に議員代表の委員さん方から、本則でなくて、周辺部が寂れるとか、住民の意見が届きにくいとか、そういったようなことで、やっぱり議員の数を確保したいんだと。それから、小選挙区制にする、小選挙区を設けることについては、何もかにもとにかく、小さな町村では、花山さんに限って言えば、最低1人の割り当ては欲しいのだと。だから、というような形で今まで議論が進んできました。

そんな中で前回、それらに配慮して歩み寄った形なのが、11名の本則を主張なさる方々の歩み寄り

が見られた。そういうことで、今日の議論になっている訳です。その中で、今選挙区制なり何なりが、選挙区制の問題が大きく話になっている訳ですけれども、個々個人の意見はそれはそれで結構ですけれども、これをまとめなければならぬということですので、どのようにしてまとめるかと、これがこれからの問題になってくる訳です。だから私が先ほど、前回8人おりました、その小選挙区制を採用する方の意見というのが、今回どのように変わっているのかなというのを見たいなという感じがするもので、それではもう1回、これが決定とかそういうことではなくて、採決ということではなくて、どのような意思を持っておられるのか、意思の変化があるのかなということで、挙手をまたしてもらいますかという話をしましたら、だめだという話ですから、ですけれども、私はそういうことをまず1回知りたいなと思うのですが、どうでしょうか。(「いいです」「反対」「いや、それはまだ」の声あり)でしたら、どのようにしてまとめていきますか。皆さんに委員長の方からお願いしますが、これをまとめるにはどのようにしていきますか。

今、志波姫の遠藤さんの方からは、やっぱり30の本則では、小さい町村ではなかなか議員を出すのが難しいという意見があるので、小選挙区制にして最低1人を割り振ったらどうかという意見に配慮して、定数特例を採用してのオープンをとるのが妥協案ではないかという話が出た訳です。それに、千葉伍郎さんは反対だと。最初からオープンにするのであれば、本則だというような言い方をしています。皆さん、どう思いますか、このご意見は。このことで、意見が二つに完全に分かれる訳ですから、両者のご意見が。(「委員長、確認ですけれども」の声あり)はい、津藤さん。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

あの1人ずつ均等割何なりを配分して、オープンでやるという考えなのですか。

高橋義雄委員長 いや、そういう意味じゃないのです。遠藤さんが言っているのは、そういう意味ではなくて、1人ずつ配分した場合、最低限、ほら試算できたでしょう。それで、38から40ぐらいという試算が出てきたね。千葉伍郎さんの場合は1.5倍、ほら1票の格差の1.5倍ぐらいにすると37、8だと。40ぐらいだと。それらのことを考えると、花山さん、一番小さいと言われる花山さんに1人はいると。そういうことをもとにすれば、このことの定数で特例定数を採用して、オープンにした方がいいのではないかと。(「定数特例にしてオープンということは何人」の声あり)いやいや、定数特例を、一つは定数は特例だと。特例を認めて、あとはオープンの選挙をしましょうと、そういうことなんですよ。簡単に言えばね。はい、津藤さん。

津藤國男委員 本則の30であれば、特例ではないのです。

高橋義雄委員長 いや、本則の30を言っているのではないよ。

津藤國男委員 いやいや、解ります。それを、30名ではなくて、40名なり50名に数字を決めてオープンでやるということでしょう、遠藤さんが言っているのは。だから、それでは特例ではないのですよね。ではないと思います。

高橋義雄委員長 ううん、定数特例採用したのだから。(「定数特例は定数特例」の声あり)

津藤國男委員 定数だけ特例でもってやって、それでオープンで選挙をやるというのは、そういう考え方ですか。

高橋義雄委員長 そう。定数特例を採用して、小選挙区は採用しないということですよ。

津藤國男委員 それでは、ちょっと……。

高橋義雄委員長 いやいや、その数字はちょっと...その、それぞれ考え方があるのですから、今そういうのではだめだというご意見がありますから.....。はい、津藤さん。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

そういう選挙制になりますと、先ほど私が言ったようにですね、今の単独町村がそれぞれの特色ある選挙戦をやってきている訳です。したがって、ここで合併したとなっても、先ほど高橋さんが言ったように、よその町村さ行っても鼻も引っ掛けられないと。そういうような選挙になってしまうんです。現実として。そうしますとですね、人口の多いところがですよ、絶対有利になる。間違いなく。それが、人口の少ないところが、有権者数の少ないところは不利なのではないかなと。そのために私が言っているのは、均等割を設けて、均等割ですよ。それで、人口配分の傾斜配分をすれば一番いいのかなという提案を申し上げたのですけれども、その辺が最初から、では50とか50で定数特例をやってやるのであれば、本則30で、では何が悪いのですかということになりますよ、千葉さんが言ったように。それではちょっとおかしいのだと私は思います。

高橋義雄委員長 他にありますか。はい、高橋さん。

高橋光治委員 私、千葉さんに反論する訳ではありませんからね。千葉さんがよく1票の格差を言うのですが、この定数特例とか、ここを最初の時を決める時には、1票の格差を全面に出して、この委員の中にも1票の格差が引かかるのではないかという不安感を持っている人がいる訳ですよ。これは、この間も話したけれども、それが本当にだめなんだたらだめだということで、はっきり裏付けのやつを言ってもらわないと、多分皆さんは1票の格差がぶつかるんでないかとうんと不安感を持っていると思う。ここをはっきりして下さい。私は、1回に限り1票の格差の部分は、施行令9条で、それはないのだという考えなんです。ただし、審議則の中には、それは常にあるよというだけの精神はあります。

それから、千葉さんがよく言うのだけれども、30の時には何の根拠もないというのは、そこで終わるからだけれども、千葉さんは多分その下には26もあるということを言いたいのだと思うのね。そいつがちょっと必ず欠けるから、30の根拠がないということは、33もあるみたいに聞こえるからでないかと私は思うのですが、そこはもう1回はっきり言った方がいいと思うの。本則30という時は、30でなくて、古川みたいに26という定数の1選挙区もあるよという、多分捉え方だと思うんですよ。この辺をはっきりしておかないとだめなので、一番目はもう1回答えて下さい。

高橋義雄委員長 ちょっと待って下さい。

高橋光治委員 千葉さんから答えるのではなくさ....。

高橋義雄委員長 はい、もう一回答えます。

濁沼事務局次長 もう一度ですね、選挙区を設ける場合、初めの選挙については、人口に照らし合わせてというのがあります。その問題と、これは県の選管に何回も確認しています。1票の格差の問題はありますよと言うのです。ただそれは、1票の格差は、ではどこまでの格差か。それはまた別です。ただそれは、その問題は常に、選挙区の場合を設けたら、その問題だけは残りますよということです。

高橋光治委員 だから、施行令9条の関係はどうなの。

濁沼事務局次長 それは、その1票の格差は問題視しないという部分ではないのです。9条があっても、1票の格差は、これはありますよと。問題はありますよと。ただ、それは常にあるのですが、それは格差がどれだけでいいのか悪いのかというのは抜きにして、9条があっても、1票の格差の問題は常

にありますよということです。(「解ったような、解らないような」の声あり)

高橋義雄委員長　だから、1票の格差の問題もあるということですよ。はい、千葉さん。

千葉伍郎委員　1票の格差、議員の格差の問題は、均等配分をしていく根拠にしていかなければならないと。38というのは、結果として出てきた数ですね。大勢の皆さんが30の本則定数でいけという一方では、小規模町村の方も見てくれという話だから、では30をベースにして、小規模町村にも議席を最低1を与えて求める方法をとわれたら、言ってみれば、若柳、栗駒を中心にして、2倍を超える格差ができましたと。これは、今言ったように、一般的に言う1票の格差のことでいけば、一般的には最高裁の判例は2%を超えると問題になりますと。(「2倍」の声あり) 2倍を超えることについては問題がありますということがあれば、そうしますとそここのところに抵触しないようなやり方というのは何があるのだということにしますと、1.5%まで下げてみた訳です。1.5%。1.49何ぼですか。1.5%まで下げると、結果としては、有権者配分をしていくと、トータルで30になります。ただし、30を1ずつ分けて、20を案分しますと29なんです。29なんです、今言ったように1.5倍以内に抑えるためには9プラスしなくてはいけないから、実質的には38になりますという根拠を言っただけの話でね。ただ、法律的には9条の問題も含めて、事務局がお話ししたようなことは、常に背中さしょっているということで、私は基本的には有権者の割合というのは何であれ、そいつを基本にしないと、バナナの叩き売りではないから、なかなか根拠を示さないとまとまりが悪いなと思いましたので、私流なりに出したのが、有権者数を基本にした任意の定数特例を使った配分であります。

それから、26、30もあるよという関係は、上限を、うちの合併した方の有権者の数から、住民の人口割でいきますと30が上限ですよというのは法律で決まっています。ただ、30で決まっているから30でいいのかというと、そのことだって根拠をきちっとしなくてはいけないでしょう。そうしますと、類似町村の実態数などを見ながら議論するののも一つの方法でしょうし、あるいは全く議論しないままに、本則で許される30を適用するというのも一つの方法でしょうというふうには私は思っているものですから、定数特例を使って単に議員の数だけを増やしていくというやり方は、本則30を主張する10人の学経の皆さん方の理解を得るのには難しいなと思ひまして、先ほど言ったように、何回もくどいようですが、小規模町村に配慮するとこういふふうになりますということの根拠にしたのが、有権者数の根拠ですから、あとはそれ以上のことを聞かれても解りません。

高橋義雄委員長　解りました。ただ、千葉委員に私から質問しますが、いろいろとお話し、ご提案といたしますか、資料の提供をいただいて、いろいろご説明いただいたのは解るのですけれども、千葉委員自身はどうしたいのですか。どのような方向なの。

千葉伍郎委員　私は、まとまるのであれば、現実に小規模町村の多くの人たちがこういう話をしていきますから、私は定数特例を使ったにしても、先ほど私が提出をした38の程度の以内であれば、私は小規模町村に配慮して、まとまるのであれば、私はそういうふうをしたい。それが、小規模町村でやる必要がないというならば、定数を使わない。

高橋義雄委員長　まず、本則30以内の定数……。

千葉伍郎委員　いやいや、そうじゃない。もう1回正確に言うけれども。

高橋義雄委員長　いや、ではなくて、まとまらないのであれば、本則30以上。

千葉伍郎委員　まとまらないというか、まとまらないことを前提に話をするのは……。

高橋義雄委員長 いや、今言ったでしょう。まとまらないのであれば、本則30以内だという意味ですかということです。

千葉伍郎委員 そうやって一つひとつ詰められるなら、私は今の段階ですぱっと言えるのは、まとめるのであれば、小規模町村にも配慮して38という一つの数字を出しましたから、これでまとめるのであれば、まとめた方がいいなと。これだけです。

高橋義雄委員長 小選挙区ね。(「次のやつは聞かない方がいいな」「あとは聞かないことだね、質問答える人もいないから」の声あり)

えっと、他にありませんか。オープンと小選挙区という意見、遠藤さん、何回か出しました、遠藤さんも千葉さんから話がありました。千葉さんの意見も今ははっきり解りましたので……。

高橋光治委員 私が言いたかったのは、それはあるんだけど、議論の中に1票の格差というものを全面に押し立てて議論するのもしないのかということをおしは言いたいだけであって、議論する時には、それはまず後ろにあるというのはあるんですが、今回の9条のやつで、人口の比率にはならなくていいんですよというのをしながら議論を進めるのかという基本方針を決めないと、また最後に結論出た時に、それはまたすぐにこっちさ戻るのでは困りますよという言い方で申し上げたんです。

高橋義雄委員長 はいはい。委員長がちょっと勘違いしておりました。

で、今そのような進め方について、会議の進め方について高橋委員から話がありましたが、1票の格差の問題、それを考えてまいりますか、まいりませんか。端的に申し上げます。その辺を呑み込みながら話しますか。(「その話ではないでしょう」の声あり)はい。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

事務局にもう1度確認したいのですが、1票の格差は現実にある問題ですが、今のいろいろな話の中で。問題あるとしても、法に抵触するかしらないか、その辺端的に。いや、その一期に関して。抵触するならば、これはやっぱり危険だからできないよ。

高橋義雄委員長 はい、答弁。

濁沼事務局次長 非常にこれは最高裁の判例の部分なんです、これは抵触するかしらないかではなくて、先ほどいろいろお話がされたように、その問題は決して消える話ではないです。その問題は必ず残りますよということです。これは法に触れるとか触れないという話ではなくて、その問題だけはあるということです。(「あるというの解っていて聞いているんです」の声あり)

高橋義雄委員長 それなりに考慮しなければならないということでしょう。そういう考慮をしなければならぬと。

千葉伍郎委員 この会議が終わって、私が別な一市民なって、異議申し立てすれば受け付けられるんですよ。そういうものなんです。

高橋義雄委員長 ですから、そういうことですから、先ほどね、金成の高橋委員、私が端的に申し上げたのはそのことなんです。ですから、そのことを頭に入れながら、この議論の進め方として今ご提案ありましたから、このことを考えながら、要するに1票の格差の問題を考えながら、常に視野に入れながらこの話を進めていきますかどうかと、こういうことなんです。無視することはできないということであれば、それを無視することはできないということをお話を進めていかざるを得ないですよ。

高橋光治委員 人口比例しないで、今回1回目のやつは決めることもできるという抛り所もあるので、

その辺も忘れないでやっていかないと、「両方ある訳だ」の声あり）両方を私は言っているだけであってね、その裏付けがあっから、あったとか、その範囲でしか議論できない…。

高橋義雄委員長　ただ今千葉伍郎さんが言われたように、1票の格差の問題で、異議の申し立てなんかが出てくると、これは出てくる可能性はありますよ。ただ、1回目はどうか解りませんが。（「解らない。解る人二回目から出てくる」の声あり）そういうことから、こういうことから、いろいろ考えながらの審議をなささいということですから、そういうふうにして下さい。（「最高裁までけば、そのようにしないさいということだから」の声あり）どのようにしますか。ご意見のある方。はい、何回でもいいです。

高橋光治委員　私は、この資料に出したやつの広島県の任意のところに、新市の最初の選挙の行われるところに、公職選挙法の15条がありますよね。その他に、公職選挙法施行令9条の規定を適用し、三次市ですか、村から含めて、全体の定数を決めましたよという資料がありますよね。こういう裏付けで議論ができるのかということだけを確認したいだけなのです。前に提出された資料があります。この小委員会に。皆持っています。この5ページにあるんですよ。こういう考え方で議論してよろしいのかということを知りたいだけです。ここも多分大きな市があるんですけども、3万9,000というね。その3万9,000に2,000人と2,003人の町があるのですが、そこに定数が二つ割り振られている訳です。こういう捉え方の議論が可能なのかということを知りたいだけです。それが、施行令9条の規定を適用し、こういうふうにして定数を割り振りますという言い方なんですよね。これが可能なんですかと。（「可能なんです」の声あり）だから、そのことだけをしないと、常に議論が行ったり来たりしていますよということを知りたいだけです。

高橋義雄委員長　とにかくどうやってまとめますか。

千葉伍郎委員　どうやってまとめるかは委員長が決めるんじゃないの。

高橋義雄委員長　どういうふうにします。

茂泉文男委員　個々の意見を聞いたら。

高橋義雄委員長　今、個々の意見を聞けというお話でございますが、どうですか。個々のご意見を聞いた方がいいのではないかという、今茂泉さんからのご発言がありました。

千葉伍郎委員　委員長、もう1回。今朝一番先にお話しした、いわゆる定数特例を使ってでもある程度の妥協点が見つかるのであれば、小規模町村、何町村か一般の方も含めて配慮して欲しいという声がありますからね、これをまず採用するのもしないのかということを決めないと、数の問題というのは付随して出てきますからね、これは。

高橋義雄委員長　だから、皆さんのご意見を聞いてから、それをしましょうや。

千葉伍郎委員　いや、聞いたんでないの。

高橋義雄委員長　いやいや、ご意見出さないとと思うので、個々のご意見を聞いてという意見がありますから、どうですかと今諮った訳ですから、そのことでどうですか。

茂泉文男委員　まだ私、意見言ってますが、資料を出しているから、資料のとおりなんだけれども、私の主張は。

高橋義雄委員長　はい、茂泉さん。

茂泉文男委員　私は最も零細な村の者です。何か皆さん方から花山を一つの基準として、いろいろ論

議が交わされておりますが、私は小選挙区制にするならば、最低1名は欲しいということは一言も言っておりません。ですから、私の資料的には1名というのを要求したつもりも、主張もしておりません。ですから、私の出した資料で、定数特例を適用する場合はこれぐらいの配分でお願いしたいという主張です。極端な例ですが、ここに適用しないならば、法定数20でもいいのではないかと頭はあります。考え方はあります。20名ぐらいでもいいのではないかと。特例を適用しない場合は。という考え方もあります。ですが、特例を適用するというような大方の意見がありますので、私はこの私が提示した資料の中での特例を適用した小選挙区、旧町村単位ですね、これを適用して、このぐらいの配分。あるいは、大きい町が不満であるならば、もっと足していいのかなと。そんな考え方です。特例ということでの私の主張といたしますか、意見です。

高橋義雄委員長 他にありませんか。皆さんそれぞれのご主張があって、なかなかまとめでにくい話になってきている訳ですが、どのような形でまとめていきますかね。お知恵を下さい。皆さん方のだよ。はい、石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

私は、本当に配慮、配慮と言っていた皆さんの気持ち、今花山さんから聞きますと、そこまでは要望もしていなかったというようなこと。極端に言えば、本則30でなくても、20でもいいよという話、本当に唐突といたしますか、びっくりしているのですが、私は本則30でも、その30がどうか解りませんけれども、最大限の30でやりたいという主張の中には、先ほど地域審議会、私は地域審議会をかなりのウエイトを置きながらね、行政には区長さんもあり、地域審議会の委員さんがいて、なおかつ市会議員さんがいると。こういう中で行政の重要なことの考えの中から、そうずっと主張した1人なのですが、先ほど地域審議会というのは飾りだよみたいな話が出て、私はそうでないと思うんです。当然新しい新市になって、審議会構造でね、地域審議会の位置付けというものは、やはりそれなりの力を持ったというか、そういう審議会にしていかなければね、当然だめではないのかなという持論を持っています。ですから、そういう意味での私は本則30という主張をしてきた訳でありますけれども、地域審議会の否定的な話が、先ほど聞いてびっくりしております。

だが、しかし委員長も言いましたけれども、去年の9月に気仙沼で合併のシンポジウムがあった時に、やはりこの地域審議会のウエイトをきっちりした形でね、置きながらというような講演があったものですから、それをずっと私は信頼といたしますか、当然そうなるのだろうと思った上でやってまいりましたけれども、ですから今話を戻しますけれども、配慮、配慮といった部分の位置付けが多少崩れてきているのかなと。こういう中で、やはりどうしたらいいかなと迷っている中の人には、やはり原点に戻って、私は本則30の定数30いっぱいオープンが一番いいのではないかと。これ、私が言うと、大きい町だからとさっきも休憩中に言われましたけれども、私も大きいとか小さいの、自治体の大きい小さいで議論しているとは思っていません。逆に言うと、オープンになって大きい町は完全にとれますよと言うけれども、立候補者数が多ければ、いわゆる議員になる人数も減らされるというのが多いんです。ですから、そういう議論ではなくて、どれが本当に一番いいのか。合併の意義に対しての、町村主体の議員の定数がいいのかと。こういう議論をしないと、うちら方が、うちら方が、小さいからという議論だけでは、なかなか結論は得られないのではないかなと思います。

高橋光治委員 結局、築館の人しかとれないと思っているから、そうなんだよ。石川さん。今の築館

からしかとれないと思っている論法だからね。立候補が多いととれないという論法になる訳だ。郡内からとるんだもの、立候補が多いったって、皆とれるべっちゃ、これは。論法は。俺はそうだと思うよ。

石川正運委員 いや、私が言っているのは、大きいからそういうふうなことを言うのねとさっきも言われているから、そうではなくて、大きいほど、立候補者が多ければ、オープンであればだよ、ね。どうなるか解らない。（「それは郡内だから同じだって」の声あり）それは築館だけじゃなんだよ。

高橋義雄委員長 あのね、午後2時から会議がありますが、このままでは話にも何もなりませんから、お昼を食べます。

千葉伍郎委員 いや、あのね、私は余りこういうふうなことを言いたくないのですが、花山さんの方々、お2人から、悪いけれども、おらいは辞めますよ、町民から支持されませんよ、今茂泉さんからもね、誰も頼んだ覚えはないとかね。私頼まれた覚えもないです。現実、頼まれた覚えもないの。例えば、限られた30の中でやるとすれば、こういう方法もあるのではないですかという手法を提起しただけであってね、頼まれてやった訳でもなんでもありません。議論をかみ合わせるために根拠を示した方がいいのではないかということで、始めただけであって、1名でなくては駄目だけれども、3名じゃなければ、これは皆議論の話ですから、ただ30ということが、皆さんの中に根強いものがあるものですから、そこをやったためにはこういう問題点が出ますよと。それを払拭するようになりますという理論の組み立てをしたものであって、こうでなければ20でいいんだなんつう投げやりの話でね。

茂泉文男委員 投げやりではない。

千葉伍郎委員 本気になって考えていますか、ほんならば。今みたいな話。だれ、そんな話ね。投げやりで...。（「感情的にならないで」の声あり）

高橋義雄委員長 あの、休憩をいたしまして、昼食にします。そして、2時からありますので、できれば1時ちょっと過ぎぐらいに終わって、そちらの協議会の方に出席したいと思いますので、休憩いたします。その間にお昼を食べながら、またいろいろご懇談をいただきたいと思います。

休憩いたします。

午後11時58分 休憩

午後12時38分 再開

高橋義雄委員長 それでは、会議を再開します。

午前中にいろいろと区割りのありなし、定数についていろいろ論議がありましたが、そろそろまとめに入らなければならないと思いますので、どのようにしてまとめていったらいいか、委員長まとめろという話ですけども、なかなか難しい話ですので、先ほどにも出してみましたが、先ほど区割りのありなしについてですね、簡単に申し上げますから揚げ足取らないでね。遠藤委員の方からは定数特例採用のオープンでと、そういうご意見がありました。それから、千葉伍郎委員の方からは、それには反対だと。そういったような議論もあったようですが、それらについて両者といいですか、皆さんがどのようなお考えなのか、そのことをもう1回確かめ合って、そうすると大体方向性が見出せるのかなと思いますので、まずそのことをご議論をいただきたいとこのように思います。今までの主張は主張としてですね、いろいろと妥協、妥協という言葉が再三出てまいりましたから、前回。妥協するためにはどうするかということも考えてですね、お話をいただきたいというように思います。石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

私は、ずっと本則のオープン制を主張してまいりましたけれども、やはりここは先ほど来皆さんの意見を聞きますとですね、まとめるためには、それを妥協という言葉かどうか解りませんが、その方向性としてはね、やはり定数特例を使った、そしてオープンで、こういうことだったら、私もいいのかなと思います。

高橋義雄委員長 はい。今、そのようなご意見がありました。他にありませんか。はい、佐藤委員。
佐藤幸生委員 私は、この定数問題、何の時だったかね、印象に残っているのが、選挙を例えば栗原全区でやる場合に、まあ志を立ててやるんだから、当然大変だということを語ることはナンセンスですが、実際に歩いてみれば、花山から栗駒、鶯沢、細倉、金成それから若柳の端まで、当然くまなく平らに立候補したものが支持を求めて訴えてやるということは、余りにも急激なですね、そして実際、その現職もですが、住民全てがこんなに早く市になる、17年3月に確実になるだろうというような情報が出てきたのが去年あたり。そんなものですから、当然こいつをにわかに全区一本で、例えば特例を使ったにしても、俺は正直、もう土台無理があるなと私は思うんです。実際に、古川のようなところの町の中なら、まだいいです。選挙ただ、だっと歩かしてね、ニコニコして選挙をやっても、投票率70%ぐらいだろうと思うんですが、そういう選挙はね、栗原の場合、私はできないのではないかなと思うんです。やっぱり各地区の住民と接触をしながらということは、あともう来年しかないんですよ、時間が。来年の3月にもう合併となれば、本則選挙ですから。それではやっぱり少し無理があるから、激変緩和の4年は弱小、弱小というのは大変失礼ですけども、有権数の少ない町村に配慮した形の定数特例をご検討いただいて、特例期間4年は町村ごとの定数配分をして、住民にまず安心していただきながら、市政にいろいろな声を反映させる、まずこの4年間と私は取り決めていいんでないかなと。そういう意味では、やはり小選挙区制を取り入れるという意味で、健全な姿勢で考えるべきだと、私はそう思います。

高橋義雄委員長 他に。はい、中條さん。

中條彦登委員 さっきもお話ししましたが、花山のこと、地域の場合、皆さんから温かいエールなどを大分いただいておりますが、そのやり方など住民の声を総合して、私も考えておるんですが、基本配分はまず花山に初めを一つ配分されて、その残りの議員の数すか、それを人口割にやっていく。それで異議はないが、それなりの大きい範囲の町ですから、これはこれでいいです。

それからもう一つは、10ヶ町村の数の多い町、村の協議ですから、ちょっと時間が余り足りないかなという感じもありますものだが、事務局さんにお聞きしますと、まだ12月いっぱいまであるんだから、大丈夫ですよ。そういう、まずお話も聞いたものですから、もう少し煮詰めた会議が欲しいなと、こう思う私の気持ちでございまして、以上でございます。(「委員長」の声あり)

高橋義雄委員長 はい、千葉さん。

千葉伍郎委員 えっとね、今までの質問者のやつを若干今見たんですが、これは必ずしも正確ではありません。小規模町村にも配慮して何とかだという話を主張されたのが、議会も民間の方も共通しているのが瀬峰と一迫と高清水、それから鶯沢の議会の方、あるいは金成の議会の方、私も含めてですが、そういう意見が約6町にわたっています。それから、一発で決めるというのが、築館の議会の代表の方、若柳の民間の方、志波姫の方と、こういうような感じになっているんですね。大体流れが、それでもなおかつ対立点が狭まらないというのであれば、もう少し精査を、言葉は悪いんですが、ここまでだった

ら、折衷案にしてね、幅寄せができるのだということを、それぞれですね、今ここで、会議でしゃべれと言ったって、なかなか言えない状況だね、この状況は。

そこがね、どうなんでしょうね、委員長ね。委員長、副委員長さんが、その方々にグループごとに割って入ってですね、どういうところまでだったら、本当の意味での幅寄せができるのか。あるいは、全然幅寄せができないのか。ここがやっぱりね、ここで何回討論しても、持論をみんな持っている訳ですから、それはよっぽどでない譲らないと思うんですよ。今見たやつ見ても、6町、3町の話なんですね。ですから、ここはね、私はね、何回も言うんですが、委員長さんと副委員長さんが、割って入って、それぞれの主張をされている方々、あるいは委員長の頭の中に入っていることなどを踏まえてね、意見聴取をしてみて、そして折衷案を示さないと、私はこの会議は20年やっても、やっぱり同じことを繰り返しているのかなというように思いますのでね、妥協案出せと言え、私もこのぐらいの頭しかありませんので、ぜひそういうことをした方がいいんでないかなと。これも何回も言うようですが、自己主張は皆持っている訳ですから。ぜひそこはね。定数特例に、何回も言うようですが、定数の方をふやせば落ちるなんていう中身ではないんですね。定数をふやせば、理解できるという絡みではないんですよ。俺たちの地域から1期4年間だけ出してくれないかというやつもいます。そうじゃない、ふやしてもいいから一発だという意見が対立された訳ですよ、はっきり言って。ここをやっぱり幅寄せをするためにはどうするかというのは、委員長、副委員長の手腕にかかっていますから、もう。(「賛成、賛成」の声あり)

高橋義雄委員長　そんなに簡単に賛成、賛成と言ったって。

はい、石川さん。

石川正運委員　あのね、今午後再開して、冒頭私から妥協案といいますか、ああいう形の意見、さらには高清水の佐藤さんからは、あれもぎりぎりだと。やはりいわば小選挙区制というような主張だと思うんです。その中で、中條さんから、もうちょっと時間かけてもいいんじゃないかと。大きく分ければ、この三つになると思うんですよ。その中で、今千葉委員さんが、委員長、副委員長が中に入ってということ事態がね、入ったってどうもできないと思うんです。(「ああ、そうですか」の声あり) ええ。やっぱりここでこういう議論をしながらね、積み上げていかなければ、できないのではないかなと思うんですよ。例えば、委員長、副委員長に説得されて解りましたって、その方々はそうなっても、今度は逆の立場の人は、そうなるかどうか解らなくなるんですね。だから、逆に委員長、副委員長が入るということは、私はむしろ混乱するのではないかと。どうせ議論するのであれば、この場で堂々と主張といいますか、議論し合った方がいいのではないかなと思いますよ。その中で、最終的にね、委員長の折衷案語れっというのも理解できないことはないけれども、今ここで入るというのは、どうかと思うんです。

高橋義雄委員長　はい、長谷川さん。

長谷川厚子委員　今日は、何もまだ意見を私言っていなかったんですけども、前回はまあ歩み寄りということで、私たちも住民の言葉としては、余り見えないこともあるかなと思って、妥協して、前回じゃあ定数ということで、ご意見を言わせていただいたんですけども、今こうやって皆さんのを聞くと、やっぱり10町で自己主張が多いのはもちろん、皆さんそれなりにやっぱり前向きな気持ちで、市議会議員に出られるからかなと思う気持ちもあるんですけども、ただ私たちね、築館町に住んでいて、各町村に議員さんたちいますけれども、その部落の人の議員さんにいっぱい議会のことに内容について、

全部くまなくできていられるかどうか。各町村にはいらっしゃるんですけども、ほかの議員さん方たちにも、部落以外の人たちにも結構お世話になって、こうやって1町村として議員さんを務めている訳ですから、部落、町村にいらなくても、やっぱりできる人はできると思うんです。それは、まあまあ今まで議員さんを務めているから、自分の部落は大変かわいいし、もちろん守っていかなくちゃならないんです。ただし、ここは市議会議員間の何といふかな、頭の切り替えも欲しいのではないかな。全面的な、前向きな気持ちで考えていただければ、もっともっとうい方向が見出せるのではないかなと思うんですよ。それで、やっぱり住民の代表といたしましては、やっぱり皆さんで和気あいの定数を求めて、いい方向に向けられたら、ここで皆さんと歩み寄りの形をとっていただければ、一番いいんじゃないかなと思いました。以上です。

高橋義雄委員長 今日、ご発言なさっていない方いますか。はい、須藤さん。

須藤 茂委員 鷲沢の須藤です。

先日は所用があって、先の会議を欠席しましたが、考え方といいますか、私はまずこの合併にはですね、行政は地域にとっては遠くならないこと。そういう形の中で、地域の中で、皆さんのお世話をする。したがって、今回の問題でも、まず基本的には、行政は遠くならないようにする、これが基本です。したがって、先ほど来、地域審議会の問題等についてもいろいろありました。意思決定、それを最後にするのが議員さん方だというような提案についての対応、云々は、議員さんであり、行政のトップ、その辺の判断もかなり大きな問題だろうと思います。私も副委員長なので、その辺この中で話をして、こういう地域審議会の問題提起に対する行政側の対応の仕方、そういうものもあるから、一概にそれだけで、じゃ地域の問題がそこさいて、こっちで採用して、ね、ぴっと、こういう形は必ずしもならないだろうと。そういう問題もありますよということも教えられました。まあ、しかしやっぱり遠くなるということは、私にとっては極めて不都合なことです。何としても地域の中では、そういう地域の自治というもののあり方をまず前提にしながら、考えていかなければいけない。この3という定数の問題についても、これはやっぱり始まりは何だということ、30の本則云々もありました。途中で、やはりその中でどうしてもクリアできない問題もあります。話の中で、したがって、定数特例の問題に今入っていますね。私も定数特例は前回のその前で、数字にはこだわらない、特例を採用する、これは賛成と言いました。したがって、やっぱりいろいろこの皆さんからいただいた数字、データのなものからして、我々のような町にも配慮していただいています。それがね、1とか何とかって、やっぱり選挙区制というものについても私は考えなければならぬ、そういう思いです。したがって、そうであれば、それは1人とか何かということではなくて、やっぱりその地域の中でも複数とか何か、それがね、その中でもすり合えるような数字じゃないと、小選挙区制の意味がない、私はそう思います。したがって、定数特例の数字的なことについては、皆さんの論議を待つとしても、複数の議員を用意するという考えを立てて、皆さんにお諮りしたいというか、私の考えとしてはそういうことです。定数の複数を取り入れるということです。

高橋義雄委員長 他に。

後藤和廣委員 金成の後藤です。

おとといも申し上げました。私は、もう終始一貫、本来ならば、30人オープン選挙、これしかないんですけども、まあこの委員会、今から何回やろうとしてもですね、おまえたち平行線だろうと言わ

れる。察するならば、やはり石川委員さん、遠藤委員さんが言ったようにですね、妥協点、折衷案等も必要になってくると思います。でも、私前にもお話し申し上げました、各議員さんのエゴは捨てないのだめなんですね。選挙区制も確かにいいかもしれないけれども、選挙区なら選挙区だけから出た議員さんなんですよ、はっきり申し上げまして。仮称栗原市になれば、8万前後の市になる訳ですから、その中の住民から信を問って、初めての市会議員になる訳です。ですから、その地域のエゴを捨てていただければ、本当にいいんじゃないかと私は思うんですけれどもね、いかがでしょうかね。

高橋義雄委員長　　そういうご意見が出ました。はい、三浦委員。

三浦徹也委員　　若柳の三浦です。

妥協点を見出すことについての私の考え方は、この前も会議でお話し申し上げました。本日はいろいろまた同じような議論をずっとというような状況になりましたので、私が本則の話を申し上げた訳でございます。今、新しい市の出発に当たって、団結して合併に向けてやるという、基本的には私も皆さんと同じように変わりはありません。ただ、議論にあったとおりですね、1票の格差の問題にしても、あるいは定数の問題にしても、選挙区の問題にしても、みんな新しい市に、市の出発に当たって、問題を背負っていくような感じがするんですね。そうすると、新しい市議会の人たちが、またその市議会の議員になった人たちが、またその問題を議論するようになるのではないかとこの心配があります。

そこで一つの例としては、私も何人かの方々に申し上げたと思いますが、地区ごとに教育委員を選ぶということがあるはずですよ。若柳もそうなんですね。教育委員の選び方というのは、50何年、昭和の合併から引き継いでいって、いまだに改められないで、どここの地区から欠けたから、あるいは交代したから補充ということで、同じ地区から出ていく方法がとられている。そういったように、これから新しい市になって、非常に問題を引かずっていくのではないかとこのことは、依然として私心配を持っています。そういう意味からいいましてですね、私妥協点とすれば、法で認められている30人というものを最大人数にして、本則適用というのが何もこうすばっとしていい訳なんですけど、この前申し上げましたように、妥協するとすれば、千葉委員さんのデータをちょっと借用させていただいて、この前お話し申し上げました、というのはやはり50人のデータという中から、基本数を除いて、そして40名程度でオープンに選挙をして選ばれた方々、こういうことをこの前申し上げた訳でございます。筋としては本筋ですが、妥協とすれば、私はそういう考えを持てるということを今お話し申し上げました。

高橋義雄委員長　　他にご意見ありませんか。はい、津藤さん。

津藤國男委員　　千葉さんが言った、その要するにどこに落ち着くか、どこに落ち着かせるかというのは、今議論やっているんですけれども、みんなそれぞれ主張してしまうと、どこまで行っても平行線ですね、交わるところがないように思いますね、これは。だから、私がさっきお話ししたのは、だからそういうそれぞれ思う本音を実際言えない方々も中にはあるんだろうと思うんです。そこでですね、やっぱりある程度千葉さんが言った、その方向付けとして三つありますよと。その中で、何らかの姿、何らかのね、見出せばいいのかなと。そのために委員長もさあ寄って下さいというのは、そういう形に決めましたので、そういう形ですよ。それで、私は賛成ということにしたんですけれども、人それぞれみんな全部主張しているから、全部平行線たどって行って、これはもう決まらないですよ、恐らく。決まらないと思います。もちろん今の形で、築館の石川委員さんが言った形とか、若柳の委員さん、それから金成の委員さんが言ったようにですね、譲らないですから、交わるところはないんですよ。どこ

に落ち着くのかということも示されないですよ。だから、どこかに委員長、副委員長、その辺は入っていただいてですね、話し合いの場を作って、本音を言っていただいてですね、落ち着かせればいいのかなど私は思います。どこまでいっても、これは恐らく平行線をたどって行って、何時間かかっても同じだと思えます。以上です。

高橋義雄委員長 はい、解りました。

千葉伍郎委員 あのね、今妥協案という形でしょっちゅう言われて、30から40にして本則でいくべと、これが妥協だと思っているような形ですけども、話に受けとめたんですが、私は基本的な認識の違いだと思っているんですよ。1、2、3、4、5、何らかの形で6町、7町の人たちは選挙区選挙にしてくれないかというのが根っこなんですよ、まず。ところが、今言ったように、1選挙区でという形の中で、30~40にすれば妥協する、妥協の中身じゃないんですね。移行する過度期の時期に、そういう出られない状況が出てくるかもしれないから、配慮して欲しいということは、定数の数の以前の問題として、今出されている訳です。それで、本則30プラス10だとか、15だとか、60だとかという話は、妥協の話ではないですね。いわゆるシステムを、議員を出すシステムをどうするかということでは、真っ向から対立している訳ですよ、一括と地域と。これが整理をされないかね、数というのは結果論です。先ほどから言っているようにね、定足数の1選挙区なら40にする理論なんて何もないんです。私は思っているんですよ、私のあいつからいけば。そうしますとね、委員長ね、この1選挙区の考え方と、地域からの選出方法をお願いをしたいという、この探りをどうするかということに私は尽きるのではないかと。それが30を40に増やしたってね、何の妥協点にも私はならないなと思っているんですよ。

高橋義雄委員長 あのね、数字のことはともかくとして、前回の話し合いの中で、前々回伺った各委員の皆さん方からのご意見があった訳ですよ。本則でいくか、本則を主張されるのか、それから定数特例を採用したいのか、在任特例を採用したいのか。その時点では、何回も申し上げておりますけれども、11名の方が本則適用すべしというご意見があった。そのことを踏まえて、前回議論したところが、まとめるためには、妥協するためには、主張を変えていく。その小選挙区なり、特例定数なりを主張されている方々と妥協するためには、決めるためには、では本則を主張してきたけれども、特例を認めてもいいですよというような妥協案が出た訳ですよ。各々の、妥協するために、案ではなくて、妥協するために仕方ないねというのが、本則を主張してきた方々の意見だったと思うんですよ。もうここで妥協なんですよ。妥協云々という話は、そこで妥協が始まった訳ですから、今度は妥協案として何をどうするのかというのは、ここから始まる。何回もね、今日そのために議論している訳なので、いつまでいってもね、津藤さんが言うように、これは平行線になるんだと思えますよ、ここまで来れば。だから千葉伍郎さんの言うように、ここで委員長、副委員長がね、いろいろとその方々と話し合いをしてまとめなさいと、このような話。それもそれで一つの案かもしれませんが、一体ね、そうやった場合に、あくまでも同じことを主張された場合にどのようなことになるのかと。ですからね、そのことが心配なんですよ。賛成だなんて津藤さんは簡単に言ってくれますけれども、それはいいですよ、話は、これ主張して、話したりすることはいいんですけども、皆同じことをいつまで言っても繰り返されるならば、妥協の話し合いにも何もならないと。そういうことで、例えば任せると言われても、その話し語りしなさいと言われても、請け負ってもどういふふうになるか解らないから、聞いてみた結果で、あなた達判

断しなさい、そして妥協案提案しなさいと言うんだっただらば、それはその話に委員長、副委員長が、決めてもいいんだらうとは思いますが、これは私の意見ですが、副委員長はどうでしょうか。だから、同じことを繰り返すのであればね、何も小委員会も、専門委員会も同じ。だから、そのことが心配なんです。はい、高橋さん。

高橋光治委員　あのですね、ぜひ地方自治法の7条というのを全部もう1回見直して欲しいんです。これは、ここは議員の定数というものを小委員会に託されて、よりよい方向を答申する場だと思んですが、こんなことを言ったらまた怒られるかな、最終的な議決は、10町村の設置の議会議員なんです。何ぼ立派なのをここで作ったとしても、10町村の議決がないと決まらないというところをですね、もう1回、合併もそうですけれども、議員の定数も設置町村の議決がないと決まらないんです。これをもう1回、ぜひ7条、多分解っていると思いますので、もう1回やって下さい。でないと、我が町だけということになれば、あとの9町村は否決に回ってしまうということです。そういうことも考えながら、ぜひやるべきではないかなと私は思っている。私はもう1回7条を見ました。そういうことだと思うんですが、いいですね。最終的には、関係設置町村の議決が必要なんです。私たちが決めていくんではないんです。

高橋義雄委員長　はい、遠藤さん。

遠藤　實委員　いろいろと議論は、何回も言いますけれども、妥協したという、今は千葉議員の意見ですと、これが妥協というのは全然違うという論述も、いや私はね、今までのやった経緯を考えて本則論は原則ですよ。ところが、原則を言っても、今から栗原郡が一緒になるうという時に、原則論ばかり言たってこれはなかなかまとまらないと。で、いかにまとめるかとした場合に、本則ではなくて一つ別な面で。では、その次私たちは、私も議員数は本則ですけれども、調整、意見調整、集約した意見をまとめるためには、これがいかがですかという出し方をただけであって、それが理論的におかしい、あるいはいろんな、うちは解りますよ。理論的に不十分だとか、それから住民に対してどう説明するんだとかという、そこを一々つかれますと、理論武装には限りますけれども、ただこの20人の委員会に諮問された定数とか任期をあらゆる面からいろいろ出した結果、なかなかその調整案というは、これは延々続くと。であれば、誰かがどこかで歩み寄った案を出してはいかがですかと。

ですから、妥協とかそういうのではなくて、私はそういう感覚で調整するために出した案であると。あとは、築館の長谷川さんに奇しくも言われましたけれども、結局議員の肩書があれば、結局はあんなたちのためにしていると。いや、私はそういう気持ちはさらさらありませんよと幾ら否定してもね、これは一般町民の見る目は違うね。やっぱり任期1年延ばせば、なにあの人たちね、結局任期長くしたいためだべと。いや、我々違いますよと。栗原のためを思ってこう言っているんですよ、ああですよとは言うけれども、幾らそれは言っても相手には理解されない。ですから、議論を全部捨ててやっていますけれども、やはり町民から見る目は別な角度で、そう町民は見るから、勝手ですから、それらを総合すると、まあまあこういうのでどうなんでしょうかと。妥協したと見る人は妥協したけれども、私は調整するための案であって、一つのそんな考えになるのかなということです。それは誤解をしないでいただきたい。

高橋義雄委員長　他にありませんか。もう時間も時間ですからね、そろそろ閉めなければならぬんですが、今日の会議でこれで決定を見るということはなかなか難しいので、今後の進め方についてはど

のようにしますか。皆さん方の知恵を拝借したい。もう1回、とにかくやらなきゃならないと思いますが、今新体系をどのぐらいに...（「やっぱり時間を置いてだな」「冷却期間を置いた方がいいですよ」「時間を置いた方がいい」「どこまでいっても平行線だから」の声あり）

まあ、とにかくね、1回確認しますね。今、遠藤さんから調整の話が出たから、ね。それに対して賛成、反対があった。そこまでです。それから、千葉委員からは、委員長、副委員長が各々聞いて回れ、そのようなご意見もあって、津藤さんが賛成された。そのことについてはどうですか。（「いがす、否定されたんだから、いがす」の声あり）否定はしていないんですよ。

津藤國男委員 委員長、一つはですね、何らかの形をね、やっぱりもう一步踏み出してやるには、話し合いしかないんですよ。ここでそれぞれ各委員が主張し合ったってね、どこさも付き様がないということを行っているんです。そのために、千葉さんが言ったね、何らかの姿が解りませんけれども、話し合いも必要ではないかなと。準備委員会での話し合いも必要じゃないかなと、そういう考えがあって言ったのであってね。このまままた次回、いずれ招集かけられて来たとしても、恐らく私は同じだと思います。そのためには、何かもう一步ね、歩み寄るところがないとですね、だめじゃないですかということですよ。

佐々木幸男委員 あのですね、ちょっと一言...（「歩み寄っているから、歩み寄った人が歩み寄ってということなんですけれども」「お互いにね、歩み寄ればいいのかという、片方から歩み寄ればいいのかという...」の声あり）

高橋義雄委員長 皆さん、はい、ちょっと待って下さい。はい佐々木さん

佐々木幸男委員 先ほど来、この最初本則を主張なされた委員さん方、もちろん歩み寄りながらね、定数特例になってきたという話なんですけど、皆さん方全部歩み寄っている訳なのさ。発言した方ばかり歩み寄った訳ではない訳ですから、もう少し話をしてですね、委員長を中心に話をして、そして進めてもらわないと、このままではなかなか交わるところがないと私は思います。

あと、各々皆さん方主張なされているものがある訳ですから、あえて申し上げませんけれども、そうしないとなかなかまとまらないのかなと。私も在任特例を譲歩してやってきている訳ですから、本則ばかり主張されても。

高橋義雄委員長 はい、三浦さん。

三浦徹也委員 三浦です。

話の中心が、選挙区を設けてやるか、オープンでやるか、その二つだと私は思います。そこで、定数はおいといて、それでは決まらないから、定数をやるにしてもね。おいといて、委員さん方、オープンだか、それをね、あるいは選挙区にする、この二者択一になるけれども、これを大方の情勢を見て、聞いてはいかがですか。（「聞かされているでしょう、皆。聞いたでしょう」「もう1回聞いた方がいい」の声あり）

高橋義雄委員長 じゃあね、まだちょっと時間がありますから、あのね、今三浦委員から、定数はおいといて、議員の数はおいといて、議員の数は別にして、選挙区を採るか採らないか、そういうことで聞いたらいかがかということですが。（「聞いているっちゃ、もう」「定数特例を言うんでしょう」「聞いているんだよわ」の声あり）定数を数えないですよ。（「数えないでたって、皆聞いているんでないですか、もう」の声あり）でも、改めてっしょ。（「改めてって、何だい、時間かかる」「ちょっとよろ

しいですか」の声あり)今言ったのは、定数を考えないで、選挙区を設けるか設けないかで聞いていくと。(「定数というのは数字ですか」の声あり)数字。(「特例ではなく」の声あり)特例も何も関係ないんだすべ。先生が語るのは。

三浦徹也委員 いやいや、そうではなく、議員の数ね。

高橋義雄委員長 議員の数については関係なく、選挙区を設けた方がいいか、設けない方がいいかということを知ると、こういうことです。いいですか。(「決まんねえのに」の声あり)聞きますよ。

千葉伍郎委員 さっきからずっと聞いていたべっちゃや。かえって対立点はもうはっきりしているんだもの。一発でやれというのと、地域に割り当てるといふのと二つしかねえんだよ。はっきりしてんだもの。(「出て来たべっちゃ」の声あり)

高橋義雄委員長 そのの方々、はっきりしていると思ったら、はっきりすればいい。

千葉伍郎委員 いやいや、さっき読んだように、この数に間違いはないんだって。

高橋義雄委員長 ただ、選挙区を設けた方がいいのか、設けない方がいいのか、今先生が言ったのは、定数関係なくと、こういう言い方なの。三浦さんが言っているのはね、定数関係なく、選挙区を設けるか設けないかと。それで聞いてみてけらいという話をしたの。(「まだ定数は決まっていなよ」の声あり)聞きますよ、んで。(「ちょっとよろしいですか」の声あり)はい、海老田さん。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

定数関係なくといふのは、ちょっとできないのではないかと思うんですけども。といふのは、結局1票の格差がありますよね。ですから、例えば30名以内で小選挙区といふのは、千葉議員さんが出てきてくれた資料を見ればお解りのとおり、2倍以上になって、ちょっとクレームのような感じできないといふことですよ。だから、数を度外視して小選挙区にするかとか、そういうのはできないのではないですか。(「できなくはないと思いますけれども」の声あり)

高橋義雄委員長 中條さん。

中條彦登委員 午前中から既にこういうふうに横一線に二つに別れていました。どちらにするか。これがまず一向に決まっていなと。最終的には各町の町長の権限も仰がなくては解らなみたいなこと……。

高橋義雄委員長 そんなことないよ。とにかくね、合併協議会の方から付託されましたから、ここで意見をまとめて答申するといふのが、まず仕事ですからね。まとまらなければ、まとまらなで片づかないんだけど。とにかく今言え、どっちしても平行線だといふところまではきた。あと今日はこれ以上時間がとれないから、この次またやりますから。ねえ。何ば語ったって、今日が決まるとは思えないから。(「すぐには決まんねえかもよ」「移動時間もありますから」の声あり)

それでね、もう1回お願いします、まずもう1回よくお考えをいただいて、調整、両方の意見が出たから、そのことについてもう1回いろいろと考えていただいて、次の会議に臨んでいただきたいと、このように思います。何回やっても同じだと言わなで、さまざまなことをもう1回ね、もう1回皆さんご検討をいただいて、次回に臨んでいただきたいと。思います。(「次回はいつになるんだ」の声あり)

次回の日程を決めます。

～次回日程協議～

高橋義雄委員長 場所は未定ですけれども、11日午前9時30分から行いますということで、ご了承下さい。(「はい」「協議会は何時の予定ですか」「午後2時から」の声あり)

それでは、長時間にわたりまして協議をいたしましたけれども、なかなか意志統一ができなかったということではありますが、まあ二つの意見がありまして、次回に持ち越しということでございますので、先ほど申し上げましたように、諸々のことをお考えをいただいて、次回の会議にお臨みいただきたいと、このように思います。

それでは、今日の会議はこれで閉じたいと思います。

4 閉会の挨拶

小野寺調整第2班長 それでは、閉会のご挨拶を白鳥副委員長様からお願いいたします。

白鳥一彦副委員長 本日は午前中からの会議で、お昼を過ぎてからも、次の会議があるということで、途中での会議終了ということになってしまいました。今日の会議は、なんか余り進歩の見られないような状況ではございましたが、皆さんの、議員さん方の意見が大分、考え方も聞かれまして、またいろいろな妥協、歩み寄りということも、随分お互いに聞かれるようになりました。そんなことで、もう少し会議数は多くなってきますが、頑張ってくださいまして、次回の会議の方もよろしくお願いいたします。

今日もどうはご苦労さまでした。

5 閉 会 午後1時30分 閉会